

コロナから商売守ろう

困った時は

民商へ

使える制度

フル活用



コロナの影響にくわえ、時短・自粛の要請で商売は大打撃です。民商は各種制度の申請から経営相談まで親身にサポート。民商で仲間と一緒に苦境をのりこえましょう。

飲食店などへの

ステッカーや
許可要件
が緩和！

時短協力金



- ・時短営業の飲食店が対象。①時短要請に対応②ステッカー導入③許可の取得などが要件。
- ・アクリル板、CO₂センサー補助も。

全ての業種が対象

6/16~
受付開始

月次支援金



- ・4~6月の各月の売上が50%以上減少した業者が対象（時短協力金の対象となる業者は申請できません）。
- ・個人10万円/月、法人20万円/月

国保料の
減額・免除

- ・年間売上30%以上の減少見込みで保険料を減免。前年所得300万円以下等で全額免除に。
- ・介護や後期高齢者の保険料も対象。

▼他にも…

雇用調整
助成金

納税の
猶予

経営対策
の補助金

労災
加入

など

実質無利子の

延長

公的融資

- ・運転15年、設備20年。据置5年以内。
- ・担保・保証人なし。融資額6000万円までは当初3年利子補助。
- ・据置期間の延長や条件変更の相談も。

▼こんな相談もお気軽に

「うちは対象になる？」
「ネット申請が分からない」
「不備の問い合わせがきた」

緊急の

延長

小口貸付など

- ・緊急小口：最大20万円。
- ・総合支援：最大20万円×9カ月。
- ・いずれも無利子・据置1年。住民税が非課税なら返済免除。

各制度の切があります
早めにご相談を

消費税さげろ！五輪やめて中小業者支援を！



民商

地域に根づいて70年。

民商おおさか



0120-22-0000

ひとりで悩まず民商にまず相談を

福島民主商工会

06-6448-1961

大阪市福島区福島4丁目2番45号

<http://fukushimaminsho.jp>